

戸籍の証明書等 郵送請求書

長野県諏訪郡下諏訪町長殿

令和 5年 5月 5日

請求者	住所	長野県諏訪郡下諏訪町〇〇〇番地 <small>(アパート名)</small>		
	氏名	下諏訪太郎	生年月日	昭和55年 5月 5日
	連絡先	<small>(昼間連絡のとれる電話番号)</small> 0266-27-1111 <small>※請求内容等について確認のためお電話させて頂くことがあります。必ず、ご連絡のとれる連絡先を記入してください。</small>		
	戸籍にのっている方と請求者の関係	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他() <small>※その他の方からの請求の場合、委任状などが必要な場合があります。</small>		

必要な戸籍の表示	本籍	長野県諏訪郡下諏訪町 4613番地8 ←従前の本籍地または新しい本籍地どちらでも可		
	筆頭者の氏名	下諏訪太郎	<small>※筆頭者は亡くなられても変わりません。</small>	
	抄本・個人・身分証明書が必要な時は証明してほしい方の氏名			

必要な証明書の種類・通数	()の出生から死亡までの戸籍		セット
	450円	戸籍謄本(全部事項証明書)	通
	戸籍抄本(個人事項証明書)	通	
750円	除籍(全部)	通	
	除籍(個人)	通	
	改製原戸籍(全部)	通	
300円	戸籍の附票(全部)	本籍等の表示が <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	通
	戸籍の附票(個人)	本籍等の表示が <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	通
	身分証明書	<small>※本人以外が請求する時は委任状が必要。</small>	通
350円	その他(受理証明書 婚姻)	1	通

一般的には、出生から死亡まで戸籍を各1通ずつとった場合、1セットで3,000円(750円×4通)程度になります。多めに定額小為替を同封してください。使用しなかった分については返却します。※金額はあくまでも目安です。転籍等の身分事項の変動等で本籍地が変わっていた場合は、通数が多くなります。ご了承ください。

必要な附票の範囲

- 現在の住所がわかるもの
- ()市・町・村から()市・町・村まで
- ()年から()年まで
- その他()

※市区町村により料金が異なりますので事前にご確認ください

請求理由・提出先等	[請求理由] <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 裁判 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行 <input type="checkbox"/> その他() <small>(本人の、配偶者又は直系親族(父母や子など)以外の方が請求される場合は、上記の詳しい理由を下記にお書きください)</small>
	[内容] ※相続用・その他の場合、具体的にどんな事が記載されている戸籍が必要ですか? 例)誰々の死亡記載があるもの 誰と誰の関係がわかるもの 令和〇年〇月〇日に下諏訪町役場に婚姻届出
	[提出先] <input type="checkbox"/> 市区町村 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 年金機構 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 領事館 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> パスポートセンター <input type="checkbox"/> その他()

【同封していただくもの】

- ①定額小為替 (必要とする証明の手数料分を郵便局で購入してください)
- ②返信用封筒 (請求者の住所・氏名を記載し、切手を貼付してください)
- ③本人確認資料 (運転免許証、健康保険証、個人番号カードなど公的な機関が発行し証明書で氏名-住所が確認できる書類のコピー)
※パスポート以外のもの ※健康保険証の場合は、被保険者等記号・番号等を見えない状態にして送付してください
- ④その他 (必要に応じて委任状など)

※記入漏れ、書類不備等があった場合、請求書が返戻されることもございますので、ご了承くださいませようお願い致します。

※偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万以下の罰金)が科されます。